

神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸電鉄粟生線活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、神戸電鉄粟生線活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、小野市総合政策部交通政策グループ主幹をもって充てる。

3 事務局員は、小野市総合政策部交通政策グループおよび神戸電鉄株式会社の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小野市において定めている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年11月26日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状・寸法	書体	用途	個数	管理者
神戸電鉄栗生線 活性化協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 神戸電鉄栗生 線活性化協議 会会長の印 </div> 24mm×24mm	てん書	会長名をもって 発する文書	1	事務局長